

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

標記につきまして、文部科学省において「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が改訂され、別添のとおり、各都道府県・指定都市等の学校所管課に対し送付されました。

つきましては、都道府県、指定都市及び中核市の認定こども園担当課におかれましては、この「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」も活用しつつ、虐待の早期発見・早期対応等に努めていただくとともに、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 2 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
幼児教育課
特別支援教育課

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、昨年 2 月 8 日に関係閣僚会議において、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年 3 月 1 9 日には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定したところです。

本対策では、学校や教育委員会等向けの虐待対応マニュアルを作成し、児童相談所及び警察で共有することとされているところであり、これを受けて文部科学省では、令和元年 5 月に厚生労働省及び警察庁等関係省庁の協力を得ながら「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表しておりましたが、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、令和 2 年 4 月から施行されたこと等を踏まえ、この度、改訂を行い、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。本手引きの活用にあたっては、令和 2 年 1 月に作成しました「学校現場における虐待防止に関する研修教材」も併せて御活用ください。

貴職におかれては、文部科学省ホームページに掲載した手引きについて自ら活用するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあつては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた市町村担当部課にあつては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本手引きについては、厚生労働省子ども家庭局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

記

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



(参考)

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm



(本件担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内3299)